

審 査 基 準

令和4年5月13日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第104条の4第6項（第105条第2項において準用する場合を含む。）
処 分 の 概 要：運転経歴証明書の交付
原 権 者：大分県公安委員会
法 令 の 定 め： 道路交通法第104条の4第1項、第2項、第5項及び第6項（申請による取消し）並びに第105条第2項（免許の失効） 道路交通法施行令第39条の2の5（運転経歴証明書の交付）及び第39条の2の6（運転経歴証明書の交付） 道路交通法施行規則第30条の10（運転経歴証明書の交付の申請の手続）
審 査 基 準： 判断基準は法令の定めによる。
標 準 処 理 期 間：1日（行政庁の休日を除く。）（交付の申請が、申請による免許の取消しを行い、又は失効した免許に係る免許証を交付した大分県公安委員会に対して行われた場合に限る。） ※ 警察署（杵築幹部交番及び津久見幹部交番を含む。）において申請が行われた場合については、21日（行政庁の休日を除く。）
申 請 先：大分県警察本部交通部運転免許課又は各警察署交通関係事務担当課
問 合 せ 先：大分県警察本部交通部運転免許課免許係（電話 097-528-3000） 各警察署交通関係事務担当課
備 考：